

平成 28 年度「知」の集積による産学連携推進事業のうち知的財産の技術移転加速化事業
「周辺特許情報の調査」、「共有特許等の権利調整」支援案件の審査について

1 審査の方法

審査は、3の審査基準に基づき、外部有識者による審査委員会による審査を行います。審査委員の所属及び氏名等は、審査終了後に公表します。但し、審査は非公開とし、申請書に記載された個人情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

2 支援対象者の選定方法

支援対象者は、3の審査基準による審査の結果、得点の合計を平均した点（以下「平均点」という）が高い申請書の申請者から順に、予算の範囲内で選定します。但し、当該申請書について審査項目の1つ以上において「D」の評価があった場合、又は平均点が満点の50%を超えない場合は、審査委員会で審議の上、当該申請者を支援対象者とし、ないこととします。申請書が1件しかない場合も同様とします。

なお、同じ平均点を得た申請書が複数ある場合の判断基準は、次のとおりとします。

- (1) 「A」の獲得数を審査に参加した委員数で割った数（以下「平均数」という）がより多い申請書の申請者を上位とする。
- (2) 「A」の平均数が同数の場合は、「B」の平均数がより多い申請書の申請者を上位とする。
- (3) 「B」の平均数も同数の場合は、「C」の平均数がより多い申請書の申請者を上位とする。
- (4) 「C」の平均数も同数の場合は、審査委員長が上位の申請者を選定する。

また、支援対象者に対し、必要に応じて、支援の実施に当たっての留意事項を付す場合があります。留意事項の全部又は一部が実行できないと審査委員会が判断したときは、支援対象者とし、ない場合があります。

3 審査基準

審査の観点	審査項目	審査基準	
		各審査項目について、次の4段階で審査を行う。 A (10点)、B (7点)、C (3点)、D (0点)	
有効性	事業の目的	取り組む研究開発は革新的であり、我が国農林水産・食品産業の成長産業化に裨益するものとなっているか。	A 十分なものとなっている。 B 十分なものとはなっていないが、不十分とは認められない。 C やや不十分なものとなっている。 D 不十分なものとなっている。
		実用化に向けた目標・計画及び将来的なビジネスモデルが具体的かつ明確になっているか、実現性は高いか。	A 十分なものとなっている。 B 十分なものとはなっていないが、不十分とは認められない。 C やや不十分なものとなっている。 D 不十分なものとなっている。
必要性	事業の内容	プロデューサー人材（又はチーム）を中心に知的財産戦略を策定できる十分な体制が整っているか。	A 十分なものとなっている。 B 十分なものとはなっていないが、不十分とは認められない。 C やや不十分なものとなっている。 D 不十分なものとなっている。
		申請された周辺特許情報の調査や共有特許等の権利調整は、今後取り組む研究開発において必要かつ妥当と認められるものか。	A 十分なものとなっている。 B 十分なものとはなっていないが、不十分とは認められない。 C やや不十分なものとなっている。 D 不十分なものとなっている。

効率性	申請された周辺特許情報の調査や共有特許等の権利調整と申請者が自ら行う調査、調整等との役割分担は明確か。	A 十分なものとなっている。 B 十分なものとはなっていないが、不十分とは認められない。 C やや不十分なものとなっている。 D 不十分なものとなっている。
<コメント>		

※ コメント欄には、本申請の優れている点、問題点、見直すべき点について具体的に記載願います。特に低い点を付した場合には、必ずその理由を記載願います。